

視覚誘発電位検査		S017		
		担当部署		
VEP		生理		
<b>検査オーダー</b>				
患者同意に関する要求事項		該当なし		
オーダー手順	1	電子カルテ→指示①→生理→誘発電位検査→VEP(パターン反復刺激)		
	2	電子カルテ→指示①→生理→誘発電位検査→VEP(フラッシュ刺激)(各科で実施)		
	3			
	4			
	5			
検査に影響する臨床情報		1) 交流障害 2) 患者の緊張度・覚醒度 3) 視野欠損・視力障害		
検査受付時間		8 : 45~17 : 30		
<b>検体採取・搬送・保存</b>				
患者の事前準備事項		1) 安楽椅子に座り、全身の緊張をとり去る。 2) 疲労や覚醒度の低下があれば眠気により記録不良の原因となるため休憩を入れる。		
検体採取の特別なタイミング		特記事項なし		
検体の種類	採取管名	内容物	採取量	単位
1 人体(後頭葉 視中枢活動電位)	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
検体搬送条件		ベッド不可		
検体受入不可基準		1)体動が激しく安静を保つことができない患者 2)著しい弱視の患者 3)検査に同意を得られない患者		

	4)閉所恐怖症、暗所恐怖症の患者(ドアを開放しての測定や室内灯を点けて検査を実施出来る場合は実施する。)					
保管検体の保存期間	特記事項なし					
<b>検査結果・報告</b>						
検査室の所在地	病院棟 3 階 中央検査部					
測定時間	3 時間					
生物学的基準範囲	<p>[正常の判定]</p> <p>1) 全視野刺激時 後頭部正中線(MO)を中心にして陰性—陽性—陰性の三相性波形が左右対称に分布する。(記録が下向き陽性とする。N 7 5 とは、刺激より 75ms 付近に出現する下向きの波のことである。)</p> <p>2) 半野刺激時 A) 後頭部正中線(MO)から刺激と同側後頭部にかけて N75、P100、N145 が出現を認める。 B) 刺激視野と反対側の後頭部には同側の N-P-N と逆の極性で振幅が低い P-N-P の三相性波形(P75、N105、P135)が現れる。</p> <p>[異常の判定]</p> <p>1) 全視野刺激 A) P100 潜時を指標にし、P100 潜時が正常平均値に 2.5 ないし 3.0 S D を加えた値を超える場合 B) P100 の振幅の左右差が 50% 以上の場合 C) 潜時の左右差が 10ms 以上の場合</p> <p>2) 半視野刺激 P100 の頭皮上分布の左右差が見られる場合</p>					
臨床判断値	該当なし					
基準値					単位	特記事項なし
共通低値	共通高値	男性低値	男性高値	女性低値	女性高値	
特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし	
パニック値	高値	該当なし				
	低値	該当なし				
生理的変動要因	該当なし					
臨床的意義	<p>視覚誘発電位(visual evoked potential ; VEP)は網膜から大脳皮質視覚領に至るまでの視覚伝導路の機能評価に有用な誘発電位検査である。眼に刺激を与えると、網膜で光エネルギーが電氣的信号に変換される。それが視神経、視交叉、外側膝状体、視放線を経由して大脳皮質の視覚野まで伝えられて発生する電位を分析する検査である。</p>					

